

公立大学法人横浜市立大学学術情報センター運営委員会細則

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 横浜市立大学学術情報センター（以下「センター」という。）の管理運営に関し、基本方針を検討し、その円滑かつ効率的な運営を図るため、横浜市立大学学術情報センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 運営委員会は次に掲げる事項を協議することとする。

- (1) センターの基本方針に関すること。
- (2) センターに関する規程の制定及び改廃に関すること。
- (3) その他センターについて重要なこと。

(議長)

第3条 学術情報センター長（以下「センター長」という。）は、運営委員会を招集し、議長となる。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代行する。

(組織)

第4条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織し、理事長が任命する。

- (1) 学部長
- (2) 学科長（看護学科長）
- (3) 研究科長
- (4) 学群長
- (5) 共通教養長
- (6) 木原生物学研究所長
- (7) 学術情報センター長
- (8) 先端医科学研究センター長
- (9) 附属病院長
- (10) 附属市民総合医療センター病院長
- (11) 総務部長
- (12) 経営戦略担当部長
- (13) 企画財務課長
- (14) 総務課長（総務部）
- (15) 学務・教務部長
- (16) 教育推進課長
- (17) 地域貢献センター長
- (18) 研究推進部長
- (19) 研究基盤課長
- (20) 医学教育推進課長

(21) 学術情報課長

(22) その他センター長が必要と認めた者

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 運営委員会の議決は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 やむを得ない理由により欠席する場合においては、以下により出席とみなすことができる。

(1) 当該委員に代理の者の指名を求め、センター長の許可を受けてその者を会議に出席させる。この場合において、当該代理の者は会議の委員とみなす。

(2) 委員はセンター長に委任状をもって自己の権限を委任する。その場合、委任状をもって第1項に定める出席があったものとみなす。

(任期)

第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は学術情報課で処理する。

(部会の設置)

第8条 専門的な事項を検討するため、センター長は時限の部会を置くことができる。

部会委員はセンター長が任命する。

2 第1項の部会の運営に関する事項は、センター長が別に定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年5月28日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年6月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 30 年 9 月 3 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 4 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。